

事象	機器・構築物等
<p><1班> コンクリート 構築物</p>	<p>【熱の評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次遮蔽壁の内側(アクセス不可の場合は、評価点近傍) ・主蒸気配管トンネルの内外壁 ・温度測定位置、 <p>【放射線照射の評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次遮蔽壁の内側(アクセス不可の場合は、評価点近傍) <p>【中性化評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物内壁(2 階及び 3 階非常用ガス処理装置室の未塗装面) ・タービン建物内壁(B1 階、1 階及び 3 階の未塗装面) ・制御室建物内壁(1階 1C 非常用電気室及び 1D 非常用電気室の未塗装面) ・取水構築物(気中帯) ・温度、湿度、二酸化炭素濃度の測定位置 <p>【塩分浸透評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価点付近(気中帯、干満帯、海中帯) ・防波壁 <p>【機械振動の評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タービン発電機架台 (基礎ボルト及び基礎ボルト周辺、上部梁側面、中間梁側面) <p>【遮蔽能力低下の評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線遮蔽コンクリート <p>【鉄骨の強度低下の評価対象部位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒(鉄塔、筒身、制震装置)

事象	機器・構築物等
<p><2班> 電気・計装 設備</p>	<p>【日常保全の現状確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機海水ポンプモータ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプモータ ・高圧難燃 CV ケーブル(ケーブルピット内の設置状態、環境) ・低圧ケーブル(格納容器内の設置状態、環境、KGB ケーブル(第 17 回定期検査(2011 年度))に取替場所) ・電気ペネトレーション ・コネクタ(長期保守管理方針に上げたもの) ・特別高圧 OF ケーブル ・主変圧器 ・高圧閉鎖配電盤(遮断器、盤外ケーブル設置状態) <p>【タービン建屋において EQ 対象となり得る機器の状況(新規制対応)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水対象設備(高圧、低圧ケーブル)
<p><3班> 共通 (冷温停止 状態で運転 時間が変 更になる設 備)</p>	<p>【冷温停止状態で運転時間が長期化する設備】(運転状況、保管状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備
<p><3班> 共通 (長期間の 保 全 管 理 が 確 認 可 能 で ない 設 備(基礎ポ ルト等))</p>	<p>【長期間に点検で保全状態が確認されていない設備】(日常劣化管理事象以外で点検が実施されていない機器の評価部位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPV 基礎ポルト ・RPV 支持サポート ・余熱除去系配管サポート取付け部、埋込金物(アクセス可能な機器)

事象	機器・構築物等
<p><3班> 炉内構造物 ／ 熱 交 換 器／ポンプ ／ 配 管 ／ 機械設備</p>	<p>【高サイクル疲労の評価部位】 ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管合流部 ・再循環系ドレンライン配管ルート変更工事</p> <p>【運転経験・新知見関係】 ・(アクセスホールカバー(現場確認するものがあれば)) ・中央制御室空調系ダクト ・非常用ディーゼル発電設備(ベローズ破損)</p> <p>【その他】 ・屋外炭素鋼配管のうち保温材が施行されている部位(全面腐食) ・原子炉格納容器内部において窒素雰囲気により腐食しないと分類している部位(長期停止による影響(腐食)) ・原子炉格納容器サンドクッション部外面(腐食) ・埋設配管の全面腐食</p>